本号で公布された法令のあらまし

◇内閣府本府組織令等の一部を改正する政令（政令第三一九号）（内閣府本府）

一　内閣府本府組織令の一部改正関係（第一条関係）

政策統括官及び参事官の定数を変更するとともに、政策統括官の職務及び大臣官房等の所掌事務につき所要の規定の整備を行うこととした。

二　原子力規制委員会組織令の一部改正関係（第二条関係）

放射線防護対策部を廃止し、長官官房等の所掌事務を変更する等所要の規定の整備を行うこととした。

三　行政機関職員定員令及び行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正関係（第三条及び第六条関係）

環境省から内閣府への定員の移管等所要の規定の整備を行うこととした。

四　内閣府独立行政法人評価委員会令の一部改正関係（第四条関係）

原子力安全基盤機構分科会の庶務を内閣府本府に置かれる政策統括官において処理することとした。

五　特別会計に関する法律施行令の一部改正関係（第五条関係）

エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分を変更する等所要の規定の整備を行うこととした。

六　この政令は、平成二六年一〇月一四日から施行することとした。

◇石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第三二〇号）（総務省）

1　別表に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこととした。（本則関係）

2　石油コンビナート等特別防災区域のうち、京葉臨海北部地区について区域の縮小等を行うこととした。（別表関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三二一号）（内閣府本府）

1　平成二六年七月三〇日から八月二五日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に対し、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を適用することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二二号）（国土交通省）

宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二六年法律第八一号）の施行期日は、平成二七年四月一日とすることとした。

◇内水面漁業の振興に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三二三号）（農林水産省）

内水面漁業の振興に関する法律（平成二六年法律第一〇三号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二六年一一月一日とすることとした。

◇内水面漁業の振興に関する法律施行令（政令第三二四号）（農林水産省）

1　内水面漁業の振興に関する法律（平成二六年法律第一〇三号）第二八条第一項に規定する届出養殖業としてうなぎ養殖業を定めることとした。（本則関係）

2　1に伴い、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、内水面漁業の振興に関する法律附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日（平成二六年一一月一日）から施行することとした。

◇労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二五号）（厚生労働省）

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二六年法律第八二号）の施行期日は平成二七年六月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二六年一二月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成二七年一二月一日とすることとした。

◇労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（政令第三二六号）（厚生労働省）

一　労働安全衛生法施行令の一部改正関係

1　型式検定を受けるべき機械等の追加

型式検定を受けるべき機械等として、電動ファン付き呼吸用保護具を追加することとした。（第一四条の二関係）

2　外国登録製造時等検査機関等の事務所における検査に要する費用の負担

厚生労働大臣が、外国登録製造時等検査機関等の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めた場合にその職員に行わせる外国登録製造時等検査機関等の事務所における検査に要する費用のうち、当該検査のため当該職員がその検査に係る事務所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものは、当該検査を受ける外国登録製造時等検査機関等が負担することとした。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、厚生労働省令で定めることとした。（第一五条の三関係）

二　労働安全衛生法関係手数料令の一部改正関係

1　型式検定の手数料

国が行う電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の手数料を次のように定めることとした。（別表第三関係）

㈠　新規検定　一件につき三八万九、三〇〇円

㈡　更新検定　一件につき二万二、一〇〇円

2　型式検定の手数料の加算

電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の申請があった場合において、厚生労働大臣は、当該型式の器具を製造し、及び検査する設備等が厚生労働省令で定める基準に適合しているかどうかを審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させる必要があると認めたときは、当該検定の申請をした者にその旨を通知することとし、当該通知を受けた者が納付しなければならない手数料の額は、1の金額に、審査旅費相当額等の合計額として厚生労働大臣が通知した金額を加算した金額とすることとした。（第五条の二関係）

三　施行期日

この政令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二七年六月一日）から施行することとした。ただし、一の1及び二は改正法の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成二六年一二月一日）から施行することとした。

◇労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令（政令第三二七号）（厚生労働省）

一　労働安全衛生法関係手数料令の一部改正関係

労働安全衛生法の規定による労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの登録を受けようとする者が納付すべき手数料の額を三万円から二万円に引き下げることとした。（第一条関係）

二　作業環境測定法施行令の一部改正関係

作業環境測定法の規定による作業環境測定士の登録を受けようとする者が納付すべき手数料の額を二万五、八〇〇円から二万円に引き下げることとした。（第三条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。